

## ナイトカルチャーの発掘・創出にかかる検討会設置要綱

### (設 置)

第1条 夜間公演等のナイトカルチャー（以下「ナイトカルチャー事業」という。）の発掘・創出を図るための補助制度について、より効果的・効率的な制度となるよう検討するため、「ナイトカルチャーの発掘・創出のための検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ナイトカルチャー事業に係る補助制度の制度設計・事後検証に関する事項
- (2) その他、ナイトカルチャー事業に係る補助制度に関する事項で、事務局が必要と認める事項

### (検討会の組織)

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (検討会の運営方法)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要があると認めるときは、ナイトカルチャー事業を実施している者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 検討会の庶務は、事務局が行う。

### (部会)

第5条 事務局は、必要と認めるときは、検討会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、事務局が選任する。

### (報償費)

第6条 委員及び第4条第2項の規定により出席した関係人（以下「委員等」という。）の報償費の額は、日額9千8百円とする。

- 2 前項の報償費は、出席（電話回線、インターネット回線等を用いた会議への出席を含む）した日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報償費を支給しない。

### (旅費)

第7条 委員等の旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の旅費の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費

用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第8条 委員等の報償費及び旅費の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、府吏員の例による。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

(別 表)

ナイトカルチャーの発掘・創出にかかる検討会

委 員 名 簿

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名
委 員	木村 博哉	公益財団法人 大阪観光局 マーケティング事業部 観光ショーケース担当部長
委 員	ナイジェル・シンプソン	公益財団法人 大阪観光局 大阪観光アドバイザー
委 員	中野 裕行	一般社団法人 日本旅行業協会 関西事務局 事務局長
委 員	山納 洋	大阪ガス株式会社 地域共創部門 近畿圏部 ソーシャルデザイン室 都市魅力研究室長